

第 89 号議案

新城市保育所の設置及び管理に関する条例及び新城市立学校設置条例の一部改正

新城市保育所の設置及び管理に関する条例及び新城市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 8 月 29 日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市保育所の設置及び管理に関する条例及び新城市立学校設置条例の一部を改正する条例

(新城市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 新城市保育所の設置及び管理に関する条例（平成 17 年新城市条例第 109 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 11 条とする。

第 7 条を削る。

第 6 条中「認めた」を「認める」に改め、同条を第 10 条とする。

第 5 条を第 9 条とする。

第 4 条第 2 号及び第 3 号中「認めた」を「認める」に改め、同条を第 6 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(保育料)

第 7 条 保育所において保育を受けた児童の保護者は、保育料として新城市支給認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例（平成 27 年新城市条例第 17 号）の規定により算出した利用者負担額を納付しなければならない。

2 第 3 条第 1 項第 3 号の一時預かり事業による保護を受けた児童の保護者は、保育料として別表第 2 に定める額を納付しなければならない。

(保育料の返還)

第 8 条 納付された保育料は、返還しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

第3条第1項を次のように改める。

保育所（認定こども園を除く。）に入所できる児童は、次に掲げる者とする。

- (1) 子ども・子育て支援法第20条第1項の規定により同法第19条第1項第2号又は第3号のいずれかの区分にあると認定を受けた児童
- (2) その他市長が必要と認める児童

第3条に次の1項を加える。

3 認定こども園に入所できる児童は、次に掲げる者とする。

- (1) 子ども・子育て支援法第20条第1項の認定を受けた児童
- (2) その他市長が必要と認める児童

第3条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（入所手続）

第5条 児童を保育所に入所させようとする保護者は、市長に対し、入所の申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 市長は、保育所の定員、児童の疾病その他保育所の管理運営上の理由により当該児童を入所させることが不相当であると認めるときは、前項の承認をしないことができる。

第2条の次に次の1条を加える。

（事業）

第3条 保育所は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第2号に規定する時間外保育
- (3) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業
- (4) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業
- (5) その他市長が必要と認める事業

2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けた保育所（以下「認定こども園」という。）は、前項各号に掲げる事業の

ほか、次に掲げる事業を行う。

- (1) 満3歳以上の子どもに対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう行う保育
- (2) 認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、市長が必要と認めるもの

別表第1中

城北こども園	新城市字宮ノ後39番地2
--------	--------------

を

新城こども園	新城市字東入船32番地1
城北こども園	新城市字宮ノ後39番地2

に改める。

（新城市立学校設置条例の一部改正）

第2条 新城市立学校設置条例（平成17年新城市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改める。

別表幼稚園の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 新城こども園への入所の申込みその他新城こども園への入所のため必要な準備行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。

（新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年新城市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表幼稚園医の項から幼稚園薬剤師の項までを削る。

(新城市公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例の一部改正)

- 4 新城市公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例(平成17年新城市条例第62号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中 「

幼稚園
保育所

」を

「

保育所

」に改める。

(新城市学校職員の分限に関する条例及び新城市学校職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 5 次に掲げる条例の規定中「、幼稚園」を削る。

- (1) 新城市学校職員の分限に関する条例(平成17年新城市条例第184号)第2条
- (2) 新城市学校職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成17年新城市条例第185号)第2条

理 由

この案を提出するのは、市が設置する保育所及び幼稚園を法令に基づく保育所型認定こども園として運営するため必要があるからである。